

## 関連する諸問題についての基本的考え方（案）

## 1 いわゆる移行措置期間における司法修習

司法制度改革審議会意見書の提言を受けた改正司法試験法によると、平成18年からの新司法試験実施後も、平成22年までは現行司法試験を併行して実施することとされている（なお、平成23年は平成22年の現行司法試験第2次試験の筆記試験に合格した者の口述試験のみ実施される）。このいわゆる移行措置期間中は、新司法試験合格者に対する司法修習（新司法修習）とともに、現行司法試験合格者に対する司法修習（現行型司法修習）を併行して実施することになる。

この移行措置期間中は、異なる教育的素地を持つ司法修習生に対して、限られた人的物的指導態勢の中で、2つの異なる内容の修習を同時に行う必要があり、これらを円滑に実施するための配慮、工夫をする必要がある。

## (1) 新司法試験合格者に対する司法修習（新司法修習）

法科大学院では、法曹養成に特化した教育機関として、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分も併せて実施し、実務との架橋を強く意識した教育を行うことが予定されているが、法科大学院設立当初は、いわば実務への導入教育の成熟途上といえるので、当面、司法修習の冒頭に、法科大学院における実務導入教育を補完するための教育を行うことが相当である。

導入教育の期間については、法科大学院の実務導入教育の実施状況や成果にもよるが、実務修習への導入として最低限必要な内容に絞り、教育方法を工夫することによって、さしあたり1か月程度とし、状況をみながら期間、内容等を調整するのが適当である。

## (2) 現行司法試験合格者に対する司法修習（現行型司法修習）

現在、司法修習の期間は1年6か月であり、その内訳は、前期集合修習3か月、実務修習1年、後期集合修習3か月となっている。

移行措置期間における現行型司法修習は、併行する新司法修習との重なりを配慮して、実施の期間等を調整する必要があるところ、現行司法試験合格者は法科大学院における教育を受けていない者であるから、基本的に現行の司法修習の枠組を維持することが相当であって、司法修習の中核である実

務修習については、現行どおり、1年間の臨床教育課程を確保することが相当である。これに対し、前期集合修習については、司法修習開始前に事前課題を与えるなどの補完措置を講ずるとともに、長年蓄積してきた教育ノウハウを生かし、カリキュラムをさらに効率化することなどによって、2か月に短縮してもこれまでと同じ教育効果を上げることが可能であり、また、後期集合修習についても、法曹としての完成段階として、その内容、到達レベルは新しい司法修習の集合修習と同程度としてよいと考えられるところから、結局、全体の修習期間を1年4か月とし、その内訳を、前期集合修習2か月、実務修習1年、後期集合修習2か月とすることが相当である。

## 2 司法研修所の管理運営

### (1) 司法修習のカリキュラム等の検討態勢

司法修習生の修習の企画その他重要な事項は、教官会議の議を経て司法研修所長が定めることとされているが（司法研修所規程4条2項）、具体的には、指導要綱という形で、集合修習、実務修習の一般的指針及び基準的な教育内容を定め（現在の指導要綱は平成11年に策定したもの）、これに基づいて毎年のカリキュラムを決定している。このうち、司法研修所の集合修習については、各教官室の自主性を尊重しながら教官室相互で調整した上で教官会議において決定し、実務修習については、全体的方針を毎年開催される司法修習生指導担当者協議会（指担協）において司法研修所と各地の修習指導担当者との間で協議した上で、各実務修習地の3庁会が相互に連絡調整しつつそれぞれ自主的に決定しているのが実情である。

このように修習の内容等を各教官室及び各実務庁会の自主性を尊重しながら決定する現在の方式は、実際に司法修習生の指導に当たっている各教科の教官の意見と各実務庁会の実情を反映したカリキュラムを策定する上で適切であり、新しい司法修習においても維持されるべきである。

司法修習委員会は、定例的には毎年2回程度開催し、修習の状況等について報告を受けるとともに、法科大学院との連携、法曹に対する社会的要請等の観点から意見を述べ、これを修習内容に反映させていくこととしたい。

## (2) 司法研修所教官

司法研修所の教官は、法曹実務に関する水準の高い体系的教育を行うのみならず、法曹の先輩として、教室内外の人格的接触の中で、法曹倫理を含めた法曹の在り方について指導に当たるものであるから、教官には、今後とも司法修習生を指導するに相応しい実務経験、実務的能力、倫理性、識見等を有する人材が充てられる必要がある。

したがって、裁判所、検察庁、弁護士会は、教官として相応しい実務家が教官に選任されるよう努める必要がある。なお、弁護士事務所を維持しつつ教官の業務を行う弁護教官については、教官に就任しやすい環境の整備を検討することが必要である。

## 3 司法修習生の権限

実務修習における司法修習生の権限については、現状において特段の不都合はないと考えられるが、新しい司法修習の理念、司法修習における臨床教育の重要性、法科大学院との役割分担等の観点から、なお検討を続けることが必要である。